

# 鳥取県公報

平成 26 年 10 月 21 日(火) 第 8 6 4 3 号

毎週火·金曜日発行

			目	次
$\Diamond$	告	示	保安林の指定の解除 (741) (森林づくり推進課)・ 保安林の指定予定 (5件) (742~746) (〃)・・・ 開発行為に関する工事の完了 (747) (西部総合事務 指定居宅サービス事業者の指定 (748) (東部福祉保	<ul><li>・・・・・・・・・・・・・2</li><li>務所生活環境局)・・・・・・・5</li></ul>
$\Diamond$	調達公	〉告	指定居宅リーと入事業者の指定 (746) (東部福祉保 指定介護予防サービス事業者の指定 (749) (〃)・ 指定居宅介護支援事業者の指定 (750) (〃)・・・ 落札者の決定 (病院局総務課)・・・・・・・	

# 示

#### 鳥取県告示第741号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164の961、2164の962、2164の966、福部町海士字高浜889の942

(2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備

(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市福部町湯山字高浜2164の961

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

道路用地とするため

### 鳥取県告示第742号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 鳥取市大畑字村中126の2、129、899、900の1、902、903、字堤ノ元西平897、898
- 2 指定の目的
  - 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 鳥取県告示第743号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 鳥取市青谷町早牛字鎌谷252、252の1、252の2、253、254、255の1、255の3
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取 市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第744号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字須澄字見内384、387から389まで、389の2、389の3、字岩伏554、555、555の1、556、564、 566, 569, 572, 573

- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び若桜 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 鳥取県告示第745号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字三倉字登リ立4の31、8の58、8の47・8の48(以上2筆について次の図に示す部分に限 る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森 林づくり推進課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第746号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規 定により告示する。

平成26年10月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字大父字木地ノ上882の1、字美濃海997の4(次の図に示す部分に限る。)、997の190から 997の192まで、997の201、997の202

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森 林づくり推進課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

# 鳥取県告示第747号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告 示する。

平成26年10月21日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
  - 平成26年10月2日 鳥取県指令第201400086810号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
  - 境港市三軒屋町字島屋西
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市小篠津町2550

有限会社ユミハマ・ファーム 代表取締役 野間 隆司

#### 鳥取県告示第748号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	   指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	<b>有</b> 是平月日	リーころの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセ	鳥取市福部町湯山	平成26年10月1日	通所介護
	ンター福部	400 — 1		

# 鳥取県告示第749号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 樹

事業者の名称又は	指定に係る事業所	指定に係る事業所	   指定年月日	サービスの種類
氏名	の名称	の所在地	1 相处平月日	リーころの種類
株式会社幸風	幸風デイサービスセ	鳥取市福部町湯山	平成26年10月1日	介護予防通所介護
	ンター福部	400 — 1		

# 鳥取県告示第750号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、

同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
ジャパンケアサポート株式	ケアサポートセンターすわの	鳥取市扇町135	平成26年10月1日
会社	郷鳥取		

達公告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政 令(平成7年政令第372号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年10月21日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達件名及び数量 デジタル一般 X 線撮影装置システム 一式

2 契 約 方 式 一般競争入札

3 落 札 平成26年9月1日

東芝メディカルシステムズ株式会社鳥取出張所 4 落札者の名称及び所在地

鳥取市末広温泉町271

37,668,240円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 5 落 札 金 額

6 入 札 公 告 日 平成26年7月22日 7 落 札 方 式 最低価格落札方式

8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立中央病院事務局経営課

及び所在地 鳥取市江津730